

等級及び職制上の段階ごとの職員数（令和7年4月1日現在）

行政職給料表

等級	等級別基準職務表に規定する基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	補職名	(人)	(人)	(%)	段階
1級	定型的な事務を行う職務	328	13.2	事務員 技術員 保育士 保育教諭 消防士	112 42 122 15 37	328	13.2	一般
				計	328			
2級	高度の知識又は経験を必要とする事務を行う職務	736	29.5	主事 技師 保育士 正保育士 正保育教諭 消防士 消防副士長	278 105 1 218 19 25 90	736	29.5	主事級
				計	736			
3級	主査の職務	634	25.5	主査 教育専門員 所長 保育士副主任 保育教諭副主任	553 1 2 74 4	634	25.4	主査級
				計	634			
4級	主任主査の職務	336	13.4	主任主査 支所長代理 主任相談員 総括主査 総括保育士 保育士主任 保育教諭主任 係長	274 2 1 14 1 34 3 7	463	18.6	主任主査級
				計	336			
5級	副主幹又は高度の知識若しくは経験を必要とする主任主査の職務	179	7.2	主任主査 所長代理 支所長代理 係長 主任専門員 副主幹 園長 所長補佐 専門主事 専門監	2 2 2 119 2 4 32 1 11 4	52	2.1	副主幹級
				計	179			
6級	主幹の職務	125	5.0	主幹 園長 事務長補佐 出張所長 司令長 所長 所長補佐	109 4 1 3 6 1 1	125	5.0	主幹級
				計	125			
7級	課長の職務	91	3.7	課長 室長 所長 担当課長 館長 支所長 副室長 事務長 副所長 副署長 分署長 出張所長 次長	55 3 4 6 4 7 2 1 1 3 2 2 1	91	3.7	課長・担当課長級
				計	91			
8級	次長の職務	39	1.6	次長 消防次長 教育部次長 参事 署長 課長	31 1 1 1 3 2	39	1.6	次長級
				計	39			
9級	部長の職務	23	0.9	部長 局長 担当部長 会計管理者 教育部長 教育監 消防長	14 3 2 1 1 1 1	23	0.9	部長級
				計	23			
10級	高度の知識又は経験を必要とする部長の職務	0	0.0				0	
				計	0			
	合計	2,491	100.0					

医療職給料表(1)

等級	等級別基準職務表に規定する基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	補職名	(人)	(人)	(%)	段階
1級	医療業務を行う職務	86	40.0	医師	83	86	40.0	主事級
				歯科医師	3			
2級	病院の副部長の職務	9	4.2	副部長	9	9	4.2	主査級
				計	86			
3級	病院の医局次長、統括部長又は部長の職務	109	50.7	統括部長	37	94	43.7	主任主査級
				部長	56			
4級	病院の副院長又は医局長の職務	10	4.7	所長補佐	1	5	2.3	副主幹級
				センター長	1			
5級	病院の院長の職務	1	0.4	所長	3	10	4.7	主幹級
				所長補佐	1			
合計		215	100.0	計	109	合計		部長級

医療職給料表（2）

等級	等級別基準職務表に規定する基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	補職名	(人)	(人)	(%)	段階
1級	医療技師の職務	3	1.2	歯科衛生士	1			
				理学療法士	1			
				診療放射線技師	1			
				計	3			
2級	高度の知識又は経験を必要とする医療技師の職務	37	14.7	管理栄養士	2			
				言語聴覚士	4			
				視能訓練士	1			
				社会福祉士	1			
				心理療法士	1			
				診療放射線技師	7			
				精神保健福祉士	1			
				薬剤師	4			
				理学療法士	2			
				臨床検査技師	10			
				臨床工学技士	4			
				計	37			
3級	特に高度の知識又は経験を必要とする医療技師の職務	126	50.0	正管理栄養士	3			
				正言語聴覚士	5			
				正作業療法士	7			
				正視能訓練士	2			
				正歯科衛生士	2			
				正社会福祉士	4			
				正心理療法士	10			
				正診療放射線技師	25			
				正薬剤師	29			
				正理学療法士	8			
				正臨床検査技師	24			
				正臨床工学技士	7			
				計	126			
4級	副主任の職務	34	13.5	副主任	34			
				計	34			
5級	主任の職務	16	6.3	主任	16			
				計	16			
6級	医療技術局及び薬局の主幹の職務	26	10.3	主幹	25			
				総括臨床検査技士	1			
				計	26			
7級	1 医療技術局長、医療技術局次長又は医療技術局の室長の職務 2 薬局次長又は薬局長補佐の職務	9	3.6	室長	3			
				薬局長補佐	2			
				医療技術局次長	2			
				薬局次長	1			
				医療技術局長	1			
				計	9			
8級	薬局長の職務	1	0.4	薬局長	1			
				計	1			
	合計	252	100.0					

医療職給料表（3）

等級	等級別基準職務表に規定する基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	補職名	(人)	(人)	(%)	段階
1級	保健師、助産師又は看護師の職務	0	0.0			158	20.6	一般
				計	0			
2級	高度の知識又は経験を必要とする保健師、助産師又は看護師の職務	158	20.6	看護師	158	370	48.2	主事級
				計	158			
3級	特に高度の知識又は経験を必要とする保健師、助産師又は看護師の職務	370	48.2	正看護師 正専任教員	364 6	133	17.3	主査級
				計	370			
4級	看護師主任又は保健師主任の職務	130	16.9	看護師主任 教務副主任 主査	127 2 1	60	7.8	主任主査級
				計	130			
5級	看護局次長、看護長又は看護長補佐の職務	104	13.5	看護長補佐 主任主査 教務副主任 看護長補佐 総括看護師 副主幹 看護長 教務主任 看護局次長 室長補佐 副校長	3 6 1 51 2 5 25 4 5 1 1	34	4.5	副主幹級
				計	104			
6級	高度の知識又は経験を必要とする看護局次長の職務	5	0.7	教務課長 看護局次長	1 4	4	0.5	担当課長級
				計	5			
7級	看護局長の職務	1	0.1	看護局長	1	1	0.1	次長級
				計	1			
合計		768	100.0					

技能業務職給料表

等級	等級別基準職務表に規定する基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	補職名	(人)	(人)	(%)	段階
1級	自動車運転手、汽かん員、業務員、事務業務員、技能員、調理員、校務員又は寮指導員の職務	51	15.9	汽かん員 技手 技能員 業務員 校務員 事務業務員 自動車運転手	1 12 11 14 7 1 5	51		
2級	高度の技能又は経験を必要とする自動車運転手、汽かん員、業務員、事務業務員、技能員、調理員、校務員又は寮指導員の職務	51	15.9	汽かん員 技手 技能員 業務員 校務員 事務業務員 自動車運転手	1 3 4 20 14 5 4	51		
3級	1 副主任の職務 2 特に高度の技能又は経験を必要とする自動車運転手、汽かん員、業務員、事務業務員、技能員、調理員、校務員の職務	79	24.6	技手副主任 技能員副主任 業務員副主任 校務員副主任 事務業務員副主任 自動車運転手副主任	6 3 37 3 1 29	79	321	100.0
4級	主任の職務	94	29.3	汽かん員主任 技手主任 技能員主任 業務員主任 校務員主任 事務業務員主任 自動車運転手主任	2 11 15 25 15 1 25	94		
5級	統括主任又は副統括主任の職務	46	14.3	統括主任 副統括主任 技能支援員主任	11 27 8	46		
合計		321	100.0					

技能業務員一般

特定任期付給料表

等級	等級別基準職務表に規定する基準となる職務	合計		内訳	
		(人)	(%)	補職名	(人)
1号給	高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して業務に従事する場合	0	0.0		
				計	0
2号給	高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して困難な業務に従事する場合	0	0.0		
				計	0
3号給	高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して特に困難な業務に従事する場合	0	0.0		
				計	0
4号給	特に高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して特に困難な業務に従事する場合	2	100.0	主幹	2
				計	2
5号給	特に高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して特に困難な業務で重要なものに従事する場合	0	0.0		
				計	0
6号給	極めて高度の専門的な知識経験又は優れた識見を有する者がその知識経験等を活用して特に困難な業務で重要なものに従事する場合	0	0.0		
				計	0
7号給	極めて高度の専門的な知識経験又は優れた識見を有する者がその知識経験等を活用して特に困難な業務で特に重要なものに従事する場合	0	0.0		
				計	0
合計		2	100.0		

教育職給料表

等級	等級別基準職務表に規定する基準となる職務	合計		内訳	
		(人)	(%)	補職名	(人)
1号給	講師の職務	12	85.7	講師	12
				計	12
2号給	教諭の職務	2	14.3	教諭	2
				計	2
合計		14	100.0		